

平成29年度 大東市教育委員会 12月定例会会議録

1. 開催年月日

平成29年12月26日（火） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

・教育長	亀岡 治義
・教育委員	花田 真理子
・教育委員	田中 佐知子
・教育委員	水野 達朗
・教育委員	太田 忠雄

4. 出席説明員（15名）

・学校教育部長兼教育政策室長	品川 知寛
・学校教育部指導監	岡本 功
・生涯学習部長	南田 隆司
・学校教育部総括次長兼学校管理課長	辻本 雄大
・生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長	前田 長昭
・学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長	伊藤 晴人
・生涯学習部次長兼生涯学習課長	田川 愛実
・学校教育部教育政策室課長	藤原 成典
・学校教育部教育政策室課長	新井 雅也
・学校教育部教育政策室課長	宮田 典子
・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長	渡邊 良
・生涯学習部生涯学習課参事	黒田 淳
・生涯学習部生涯学習課参事	吉田 浩樹
・北条青少年教育センター所長	梅本 正直
・学校教育部教育政策室上席主査	小田 恭裕

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教委議案第 3 3 号（議案取下げ）
大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正
する規則について |
| 日 程 第 3 | 教委議案第 3 4 号
平成 3 0 年度全国学力・学習状況調査への参加につい
て |
| 日 程 第 4 | 教委報告第 3 号
大東市文化財保護審議会委員の委嘱にかかる専決処分
について |
| 日 程 第 5 | 一般業務報告 |

7. 議案書

教委議案第 34 号

平成 30 年度全国学力・学習状況調査について

平成 30 年度全国学力・学習状況調査への参加について、委員会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 26 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成 30 年度全国学力・学習状況調査への参加について、文部科学省からの照会への回答を要するため。



29文科初第1236号

平成29年12月21日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和

(印影印刷)

平成30年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

平成30年度全国学力・学習状況調査については、「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成29年12月21日付け29文科初第1226号文部科学事務次官通知）において実施要領を通知したところです。本調査を実施するに当たり、同実施要領を遵守した上で、本調査へ参加及び協力することについて確認します。

ついては、本調査への参加について、別紙1～10のうち該当する様式に記入の上、平成30年1月17日（水）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）について、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人について、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社について同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

<本件担当>

初等中等教育局 参事官付 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）



29文科初第1226号

平成29年12月21日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

戸谷 一 夫

(印影印刷)

平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、平成29年度の調査に関する実施要領から、以下の点について新たに規定するなどの変更をしています。

- ・教科に関する調査の教科に、国語、算数・数学に加えて理科を実施することに伴う事項
- ・中学校の英語予備調査を実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調

査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となりますが、本実施要領、「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）」（平成28年12月16日付け28文科初第1247号）への回答及び「「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン」等に基づき、文部科学省において、大学等の研究者及び国等の行政機関の職員に対し、過去の調査結果を貸与すること等がありますので、御理解と御協力をお願いします。

ついで、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

初等中等教育局参事官付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成29年12月21日

文 部 科 学 省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から，全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し，教育施策の成果と課題を検証し，その改善を図るとともに，学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに，そのような取組を通じて，教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成30年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて，中学校の英語予備調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお，公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成30年4月17日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。
(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

- (2) 学校に対する質問紙調査
平成30年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

- (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の

事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 理科については、

①理科の問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

②理科の問題のうち、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(ウ) 以下をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①都道府県教育委員会

②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③指定都市教育委員会

④教育委員会

⑤学校

⑥児童生徒

(エ) 各教科の設問ごとの正答率等

(オ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙４）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京 23 区）, 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協

力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
- (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
- (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供す

ることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏

まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき利用・公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正

確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- （イ）教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- （1）学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- （2）調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- （1）各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこと。
- イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
- （ア）各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- （イ）各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- （ウ）教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- （エ）各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- （オ）各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。

ウ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせることであり、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

① 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

② 理科：1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

② 理科 : 1 単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

（５）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

（６）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

（７）調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

（８）調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成 30 年 2 月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 中学校の英語予備調査

1. 調査の目的

平成 31 年度全国学力・学習状況調査の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2. 調査の対象

（１）文部科学省が調査対象として抽出した、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校の中学校第 3 学年、義務教育学校後期課程第 3 学年、中等教育学校前期課程第 3 学年及び特別支援学校中学部第 3 学年の原則として全生徒を対象とする。

（２）調査の対象としない生徒

ア 特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち、

調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

(ア) 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒

(イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

イ 教科に関する調査のうち、「聞くこと」及び「話すこと」が必要となる問題について、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、調査の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

(1) 生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科は、英語とし、出題範囲は、「Ⅳ. 本体調査 2. (1) ア(イ)」と同様とする。

(イ) 出題形式については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を問う問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」を問う問題の解答は原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の生徒を対象に、学習意欲等に関する質問紙調査（以下「生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校質問紙調査を実施する。

4. 調査実施日等

(1) 調査実施日等

調査の実施日は、平成30年5月1日火曜日から5月31日木曜日の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な1日とする。

調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」を問う問題を1単位時間、「話すこと」を問う問題を生徒1人当たり15分程度（準備や移動に要する時間を含む。）で実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙5のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする（調査の実施系統図は、別紙6）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (4) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査の結果を公表するとともに、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）及び当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型、調査の実施状況を公表する。

(2) 調査結果の提供

文部科学省は、対象教育委員会及び対象学校に対して、以下のとおり調査結果を提供する。

(ア) 対象教育委員会に対しては、その設置管理する対象学校の状況に関する調査結果

(イ) 対象学校に対しては、当該対象学校の状況に関する調査結果

(3) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

「Ⅳ. 本体調査 5. (5)」と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

「Ⅳ. 本体調査 6. 」と同様とする。

8. 留意事項

(1) 教育委員会及び学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を取り扱うに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 各対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各対象教育委員会、対象学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各対象教育委員会及び対象学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に取り扱うとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各都道府県・指定都市教育委員会においては、本実施要領の趣旨を踏まえ、必要に応じ、近隣の都道府県・指定都市教育委員会と情報共有又は視察等を行い、様々な学校種等における実施状況を把握するよう努めるとともに、域内の市町村教育委員会及び学校に対し、本調査の実施後、その概要等について適切に周知を図ること。

(2) 個人情報の保護

「Ⅳ. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

外国語 : 1.3単位時間相当

イ 生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(4) 障害のある生徒に対する配慮

障害のある生徒については、対象学校の判断により、当該生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用等の配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各対象学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用等の配慮を可能とする。

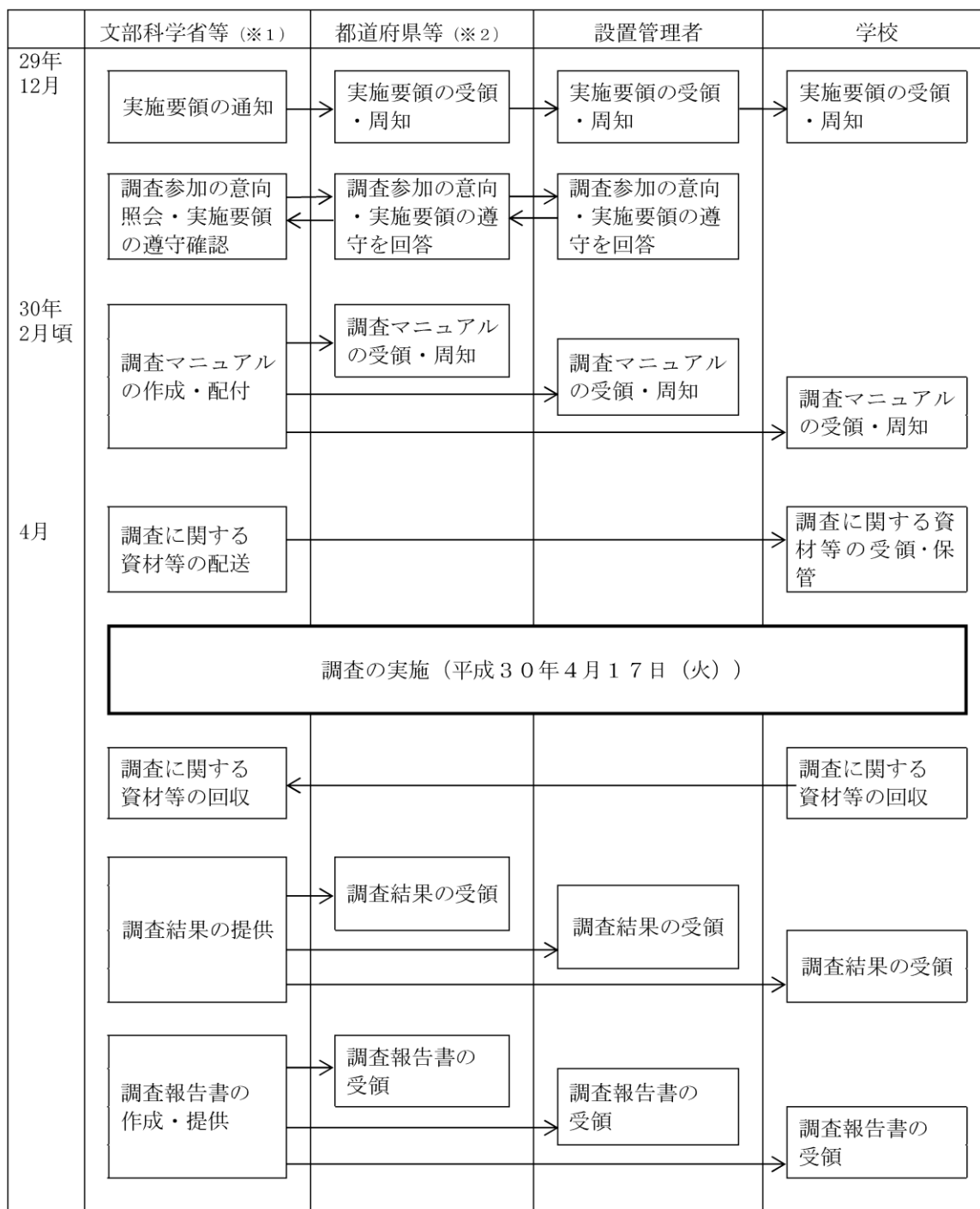
(6) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成30年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール（予定）



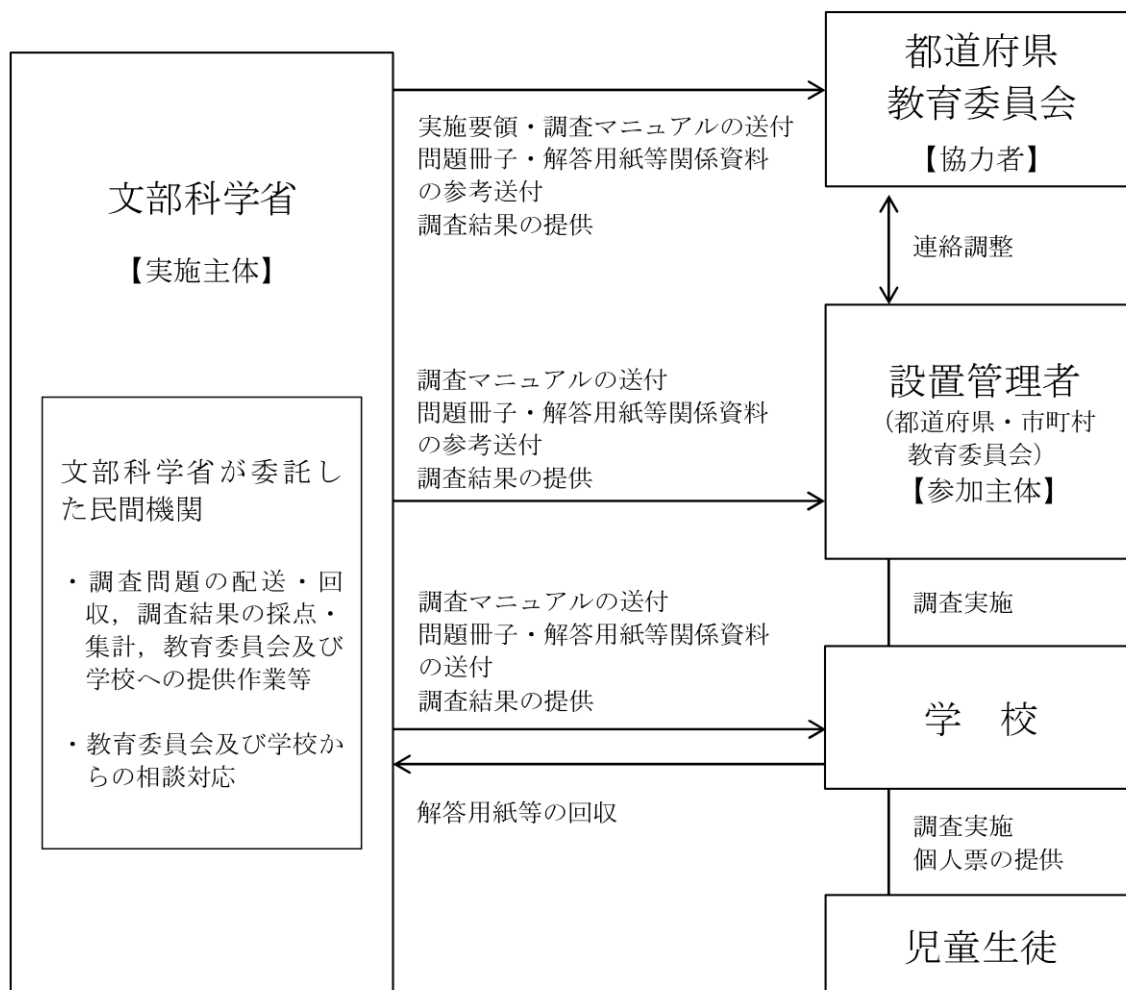
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

(別紙2)

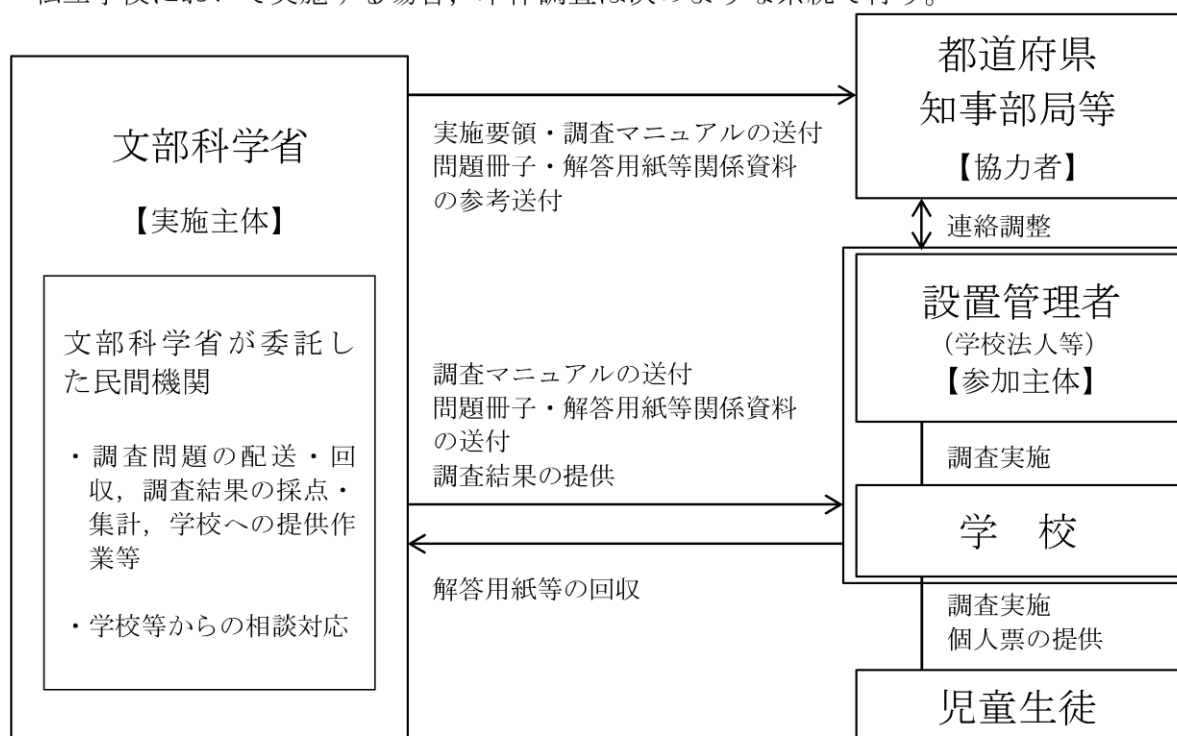
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



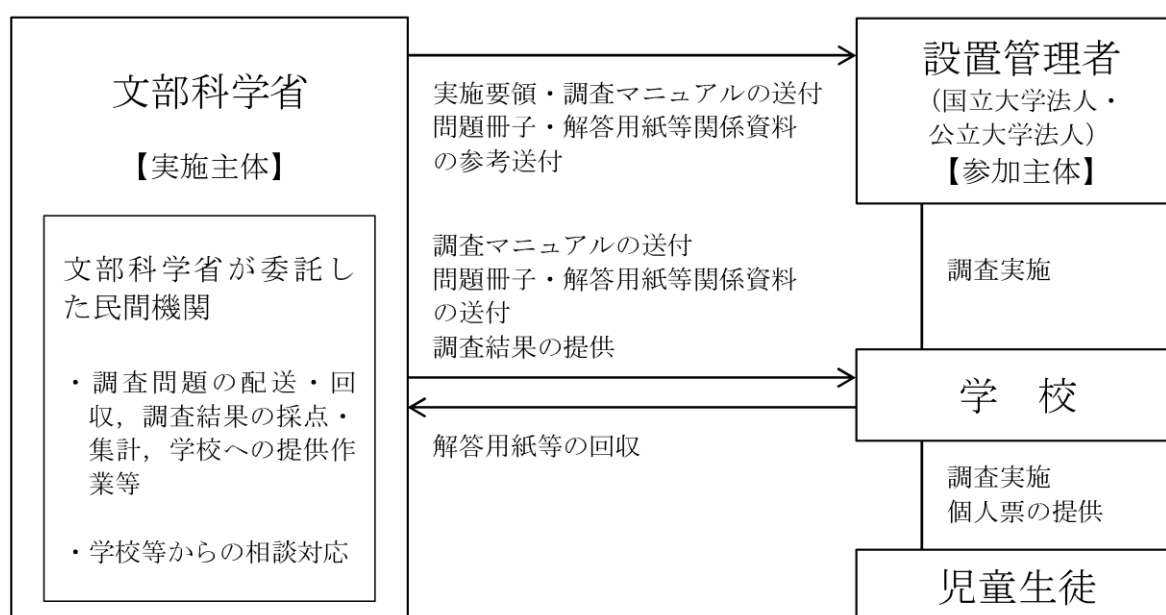
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	5.(2)ア(ウ) 都 道 府 県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・三教科五区分ごとの平均正答 数, 平均正答率, 中央値, 標 準偏差等	○	○	○	○	○
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを 単位とした 平均正答 数等の分 布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定都 市を除く。)	○	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○
	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○
	5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状 況と教科に関する調査の正答 率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と 教科に関する調査の平均正 答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

中学校の英語予備調査の実施に関するスケジュール（予定）

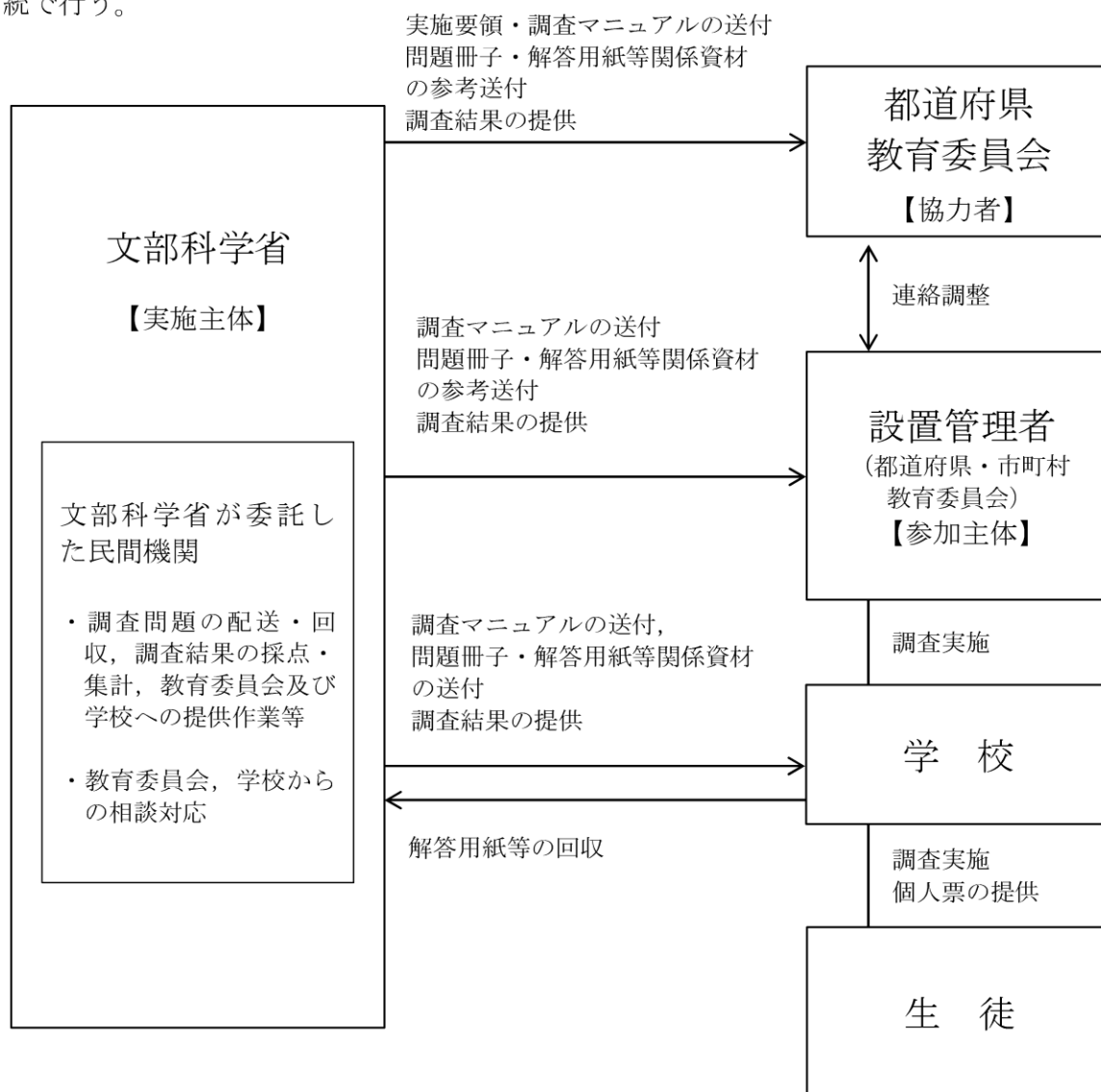
	文部科学省等（※1）	都道府県（※2）	設置管理者	学校
29年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	
30年 4月 末頃	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
調査の実施 （平成30年5月1日（火）～5月31日（木）の期間のうち対象学校が実施可能1日）				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県とは、都道府県教育委員会をいう。設置管理者である指定都市教育委員会に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

中学校の英語予備調査の実施系統図

市町村教育委員会が設置管理する学校において、中学校の英語予備調査は次のような系統で行う。



教委報告第 3 号

大東市文化財保護審議会委員の委嘱にかかる専決処分について

大東市文化財保護審議会委員の任期が、平成 29 年 12 月 24 日付けで満了するにつき、その後任として次表の 3 人を委嘱することについて、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により、平成 29 年 12 月 19 日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成 29 年 12 月 26 日提出

大東市教育委員会

教育長 亀 岡 治 義

氏 名	所 属 等	専門分野	任 期	備考
市川 秀之	滋賀県立大学	民俗学	平成 29 年 12 月 25 日 ～平成 31 年 12 月 24 日	再任
岡村 喜史	武蔵野大学	中世仏教史	平成 29 年 12 月 25 日 ～平成 31 年 12 月 24 日	再任
尾崎 明幸	大阪府文化財愛護推進委員	刀剣技師	平成 29 年 12 月 25 日 ～平成 31 年 12 月 24 日	再任

理 由

文化財保護審議会委員の再任の調整に時間を要したが、任期満了後ただちに委嘱を行う必要があったため。

8. 一般業務報告

1. 生涯学習課所管施設における指定管理者の指定について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、１２月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしくお願いします。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員４名、合計５名でございます。

亀岡教育長

議事に入らせていただく前に、公示をさせていただいた議事日程を申し上げますが、本日は追加議案が１件ございます。教委議案第３４号「平成３０年度全国学力・学習状況調査への参加について」でございます。教育委員会１２月定例会の開催の告示後である１２月２２日に文部科学省からの照会が届いたこと、また大阪府経由の文部科学省への回答期限を考慮いたしまして、本定例会に諮る必要がございますので、大東市教育委員会会議規則第３条第３項の規定に基づき、本日の議案とさせていただきます。したがって、本議案を日程第３とし、教委報告第３号を日程第４に、一般業務報告を日程第５といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第１ 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりをお願いいたします。

次に、日程第２ 教委議案第３３号「大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第３３号「大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」は、議案を上程させていただきましたが、市長の権限に属する規則となりますため、本議案を取下げさせていただきたいと存じます。お詫びし、訂正させていただきます。なお、本件につきましては改めて一般業務報告として報告させていただきます。

亀岡教育長

只今報告がありましたとおり、教委議案第３３号「大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」を取下げとし、一般業務報告として報告することに異議はございませんでしょうか。

【異議無し全員】

では次に、日程第３ 教委議案第３４号「平成３０年度全国学力・学習状況調査への参加について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

平成３０年度全国学力・学習状況調査への参加について、大阪府教育庁

を通して、2枚目に添付しております、29文科初第1236号「平成30年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について」（照会）が文部科学省よりあり、その回答を要するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

平成30年度調査については、実施要領に基づきまして、市教育委員会として調査に参加・協力するものでございます。

実施について、対象は小学校6年、中学校3年の全児童生徒、内容について、平成30年度は、国語、算数・数学、理科の3教科、及び質問紙調査となります。

実施日は平成30年4月17日（火）、日程については、すでに小中学校には予定として周知済みでございます。

21日付文科初第1226号「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」写しをご覧ください。1枚目に記載されております内容として、来年度の実施要領については、今年度からの変更点として、2点ございます。

1点目は、教科に関する調査の教科に、国語、算数・数学に加えて理科が加わります。理科につきましては、3年ぶりの実施となります。

2点目は、中学校の英語について、抽出校において予備調査が実施されます。

1点目の理科につきましては、実施要領の2ページから3ページに記載があります。小中学校とも、主として知識に関する問題と活用に関する問題が一体的に問われ、1単位時間の中で実施されます。

2点目の中学校での英語予備調査につきましては、実施要領の11ページ下段から記載がございます。目的としまして、平成31年度中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施に資することを目的とする、とあります。対象校は、文部科学省が抽出とした中学校の第3学年となっております。調査事項及び出題形式につきましては、12ページ中段に記載がありますが、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を問う問題が出題され、記述式問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」についての解答は口述式によるものとする。とあり、生徒一人あたり15分程度で実施するとなっております。実施日につきましては、5月1日から5月31日の間で抽出校として実施可能な1日で実施となっております。

亀岡教育長

田中委員

渡邊課長

田中委員

渡邊課長

亀岡教育長

花田委員

渡邊課長

ます。

調査結果については、予定として7月末頃には、教育委員会に市全体及び各校の結果が届くことになっており、従前行っております市としての公表に関しては、今年度同様に、調査の実施後、教育委員会会議において改めてご審議、ご議決をいただいて、実施してまいりたいと考えております。

本日は、各学校、事務局が、学力向上の取組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、来年度の調査への参加についてご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

2点ご教示ください。

1点目は全国学力テストに関しまして、悉皆調査という認識がありましたが、この調査でも同様でしょうか。

2点目はこの調査に参加するかどうかを、教育委員会の議決において決定していいものかどうかです。以上2点、よろしくお願いいたします。

失礼いたします。

資料2枚目にございます「平成30年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について」（照会）ですが、例年、市教育委員会宛てに送付され、本文4行目にございます「参加及び協力することについて確認します。」という文言も昨年度までと同様でございます。原則として、全国の小学校6年生及び中学3年生を対象とするとなっており、先程申しました趣旨と、これまでの経過を踏まえ、次年度においても参加すべきではないかと考えております。

教育委員会事務局といたしましては、この調査に参加することで学力向上に役立てたいので、参加されたいということでしょうか。

はい。

他にございませんか。

英語についてご教示ください。調査校については、文部科学省において抽出することですが、本市についても必ず抽出される学校があるのでしょうか。また、もしあるとすれば、何校あるのかを教えてください。

現時点で情報提供されている内容では、全国で136校、一都道府県当

花田委員

たり2校から3校を予定されています。そのため、大阪府では41市町村
ございますので、本市が抽出されない可能性の方が高いと思われます。

渡邊課長

本市の学校が抽出されなかった場合に、出題された問題は提供されるの
でしょうか。

花田委員

大阪府教育庁に確認したところ、現時点ではイメージレベルで実施に向
けて動いているため、提供が一部であるか全てであるかを含めて不明瞭で
すので今後確認してまいります。

渡邊課長

ありがとうございます。この質問の意図といたしましては、実施内容に
「話すこと」を15分程度実施するとあり、面接形式を想像し、誰がどの
ように実施するのかを疑問に感じたからです。また、現在は抽出ですが、
もし科目として導入された場合には対応が求められると思いますので、そ
のあたりの情報があればご教示ください。

花田委員

こちら情報提供されている内容ですが、面接のような形式ではなく、
パソコン教室で1人1台パソコンに向かって実施する形式を予定されてい
ます。パソコンに向かい、ヘッドフォンを装着し、音声で回答したものを
USBメモリーへ保存し、国へ返送する予定です。15分程度、1学級が同時
にパソコン教室で実施するイメージを持っているようです。

亀岡教育長

ありがとうございます。

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成
の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

黒田参事

次に、日程第4 教委報告第3号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱
にかかる専決処分について」の報告をお願いします。

教委報告第3号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱にかかる専決処分
について」ご説明いたします。

大東市文化財保護審議会は、市内の区域内に存する文化財の保護、継承
及び活用に関する重要事項を調査、審議することを目的として、大東市文
化財保護条例第48条において設置されているものでございます。

大東市文化財保護条例施行規則第22条により、委員の定員は10人以
内、任期は2年で、再任を妨げないとの規定に基づき、8名の委員で構成
されておりました。

亀岡教育長

この度、平成２９年１２月２４日に委員の任期が満了するため、次期委員について再任の調整を行っていましたが、去る１２月１５日に第２回審議会が開催され、５名の方の退任と、今回提出いたしました３名の方の再任を確認したところでございます。

本来であれば、前回の教育委員会に諮り、承認を得るべきところ、これらの調整に時間がかかり、任期満了後ただちに委嘱を行う必要から、１２月１９日付けで専決処分とさせていただいたものです。

なお、５名の方の後任については、現在調整中であり、調整がつき次第、定例会に諮る所存でございます。

以上、係る専決処分について、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・以下、一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

①生涯学習課所管施設における指定管理者の指定について

⇒大東市立野外活動センターおよび青少年ルーム、大東市立放課後児童クラブおよび大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」の平成３０年４月１日から５年間の次期指定管理者について、審査委員会の審査を踏まえ、大東市立野外活動センターおよび青少年ルームの候補を、特定非営利活動法人大東市青少年協会とし、大東市立放課後児童クラブおよび大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」の候補を、社会福祉法人大東市社会福祉協議会としたことを報告。

②大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

⇒三箇小学校放課後児童クラブ及び諸福小学校放課後児童クラブにおいて

て、入所児童数の増加により教室を増設することに伴い、所要の改正を行うもの。

意見・質問等

・どちらの学校においても、全体の児童数の増加に伴い、入所児童数が増加しているということか。

⇒諸福小学校については、全体の児童数及び入所児童数が増加しているが、三箇小学校については、全体の児童数はそれほど増加しておらず、入所児童数のみ大きく増加している。

亀岡教育長

それでは以上をもちまして、１２月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成３０年１月２３日

亀岡教育長

水野委員